

資料：国等に健康手帳交付、健康調査などを求める自治体の意見書・要望書

汚染地を中心に国に健康調査などを求める自治体の意見書・要望書が提出されている。

双葉町村会は健康手帳、健康診断、医療費無料化、手当支給など被爆者なみ法整備を求めている。

福島県外でも健康調査を求める意見書や子どもの生涯にわたる健康調査を国の責務とすること等を定めた「子ども被災者支援法」の支援対象地域に指定することを求める意見書等が提出されている。汚染状況重点調査地域に指定されている60市町村の内30市町村が意見書等を国に提出している。下線は提出した市町村。

汚染状況重点調査地域：政府のモデルで追加線量年 1mSv に相当する毎時 0.23 μ Sv 以上の汚染地域がある自治体。カッコ内は 2013 年 6 月 21 日現在、指定が解除されている市町村。

岩手県：一関市、奥州市、平泉町

宮城県：白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亘理町、山元町（石巻市）

福島県：福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、新地町（昭和村）。

田村市、南相馬市、川俣町、川内村のうち警戒区域又は計画的避難区域を除く区域

茨城県：日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、銚田市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町、利根町

栃木県：佐野市(長)、鹿沼市(長)、日光市(長)、大田原市(長)、矢板市(長)、那須塩原市、塩谷町(長)、那須町(長)

群馬県：桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、川場村の全域（片品村、みなかみ町）

埼玉県：三郷市、吉川市

千葉県：松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、印西市、白井市

除染特別地域（警戒区域又は計画的避難区域）

楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村と田村市、南相馬市、川俣町、川内村の一部

注) 上記の 8 県ではこの他にも意見書・要望書が提出されている。

福島県：双葉地方町村会、福島県議会、福島市長会、福島町村会会長会、福島県知事など。

茨城県：那珂市議会、茨城県市長会、町村会、県議会など。
常総市、つくばみらい市は「茨城県を支援対象地域に指定し甲状腺検査や所要の健康診断を行うこと」を国に求めるよう取手市、守谷市と連名で茨城県知事に要望書を提出している。

栃木県：支援対象地域に栃木県内も含めることなどを求める要望書を提出。県議会も決議。

埼玉県：川越市議会、吉川市議会、坂戸市議会、埼玉市議会、行田市議会。

千葉県：千葉県議会、四街道市議会

注) 意見書の例：白石市議会 2013 年 3 月 4 日

①被災自治体の汚染と住民被ばくの実態を把握し、自治体の実情にそった支援を、国の責任において行うこと、

②支援法による「支援対象地域」は、少なくとも公衆被ばく追加線量の限度である 1 年間 1 ミリシーベルト以上とすること、③「支援対象地域」のみならず、広く被ばくによる被災者への健康手帳を配布すること

注) 上記 8 県以外でも北海道から九州にいたる各地の自治体が「基本方針」の早期策定を求める意見書などを提出している。

